

京田辺市エコまどりノベ補助金制度のご案内

京田辺市では、本市に住所を有し自らが居住する補助対象住宅に、省エネ化を目的とした住宅窓の断熱改修工事を行った者に対して、補助金を交付します。

補助の対象

【対象となる住宅】

- 【1】本市に存する既存住宅であること。
- 【2】現に人の居住の用に供する住宅であること。
- 【3】同一の住宅において、過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

【対象となる人】

- 【1】本市に住所を有し、自らが居住する補助対象住宅に、対象となる工事を行った者であること。
- 【2】市税を滞納していないこと。
- 【3】令和6年4月1日以降に工事に関する契約をし、補助対象経費の支払日から1年以内

【対象となる経費】

- 【1】工事により設置する製品の本体及び部材の購入費並びに設置工事に要した経費
※運搬費、処分費その他の対象設備の設置作業に直接関わらない経費及び消費税を除く。
また、自ら補助対象工事を施工した場合は、設置工事に要した経費は補助対象外である。

【対象となる工事】

- 【1】既存の窓を交換し、又は既存の窓の内外に二重窓を新設する工事で熱貫流率が4.65W/m²・K以下の製品を使用する工事であること。
- 【2】使用する製品が未使用品であること。
- 【3】補助対象経費が、10万円以上であること。

補助金額

補助対象経費に10分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て） ※上限5万円まで

受付期間

2025年2月28日（金）まで ※ただし、申し込みが予算額に達したときは、受付を終了

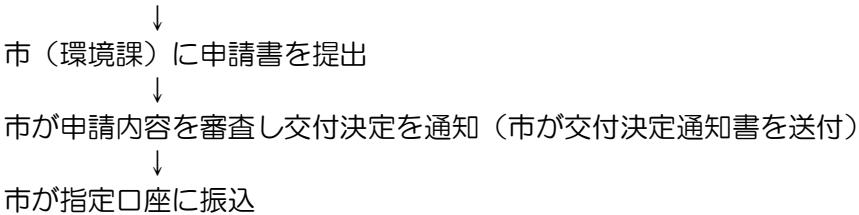
申込方法

申請者は、工事完了後、京田辺市エコまどりノベ補助金交付申請書に必要書類を添えて、環境課までお持ちください。

- （1）窓の断熱改修に係る工事請負契約書の写し
- （2）施工箇所全ての施工後のカラー写真及び施工箇所を示した間取り図
- （3）施工した製品の熱貫流率が確認できる製品カタログ、仕様書等
- （4）窓の断熱改修に係る明細書及び領収書又は融資を受けたことを示す書類の写し

【交付までの流れ】

購入前に制度の内容について確認し、リフォームを行う。 ※不明な点は、ご相談ください。



【その他】

補助金は、環境課窓口で受付順に審査を行い、予算の範囲内で交付決定をします。受付期間中であっても予算の額に達した場合は、受付を終了します。

【問い合わせ先】 〒610-0393 京田辺市田辺80番地 京田辺市経済環境部環境課

電話 0774-64-1366（直） FAX 0774-64-1359

メールアドレス kankyo@city.kyotanabe.lg.jp